第52回日弁連人権擁護大会第1分科会プレシンポジウム 反訳記録

「マスメディアに本来の機能を発揮させるためのいくつかの方法」 ~ヨーロッパの工夫と人権裁判所判例から考える~

- 1. 日 時 2009年(平成21年)6月18日 午後6時15分~8時30分
- 2. 場 所 弁護士会館3階 301号会議室
- 3. 司 会 弁護士 日隅 一雄(第二東京弁護士会人権擁護委員会委員長)
- 4. 講師 デレク・フォルホーフ氏 (ゲント大学法学部教授)
- (司会) お待たせしました。今から第52回、日本弁護士連合会人権擁護大会、第1分科会プレシンポジウム、「マスメディアに本来の機能を発揮させるためのいくつかの方法~ヨーロッパの工夫と人権裁判所判例から考える~」を、始めたいと思います。まず最初に開会のあいさつを、第二東京弁護士会の市毛副会長からいただきたいと思います。
- (市毛) 皆様,こんばんは。第二東京弁護士会,人権擁護委員会担当の副会長の市毛由 美子と申します。よろしくお願いいたします。本日はお忙しい中,お集まりいただきまし てありがとうございます。

本日の講師のデレク・フォルホーフ先生は、先ほど、お打ち合わせのときにお話をさせていただきましたら、最近のロシア、ウクライナ、モルドバ、グルジアと、お手元の資料に書いてある国々、どちらかといえば自由主義的価値観に慣れていない国ですが、その変革の時代にこれらの国に出向かれ、最も基本的になる人権、表現の自由の新しい法制度をつくるプロジェクトにかかわられてきたそうです。多様な価値観の中で、根本になる人権、大事なものは何かということを、各国を回られて説かれてきたということでした。

本日,我々が大変興味があるのは,このヨーロッパの人権裁判所の仕組みや思考過程を 裁判例を参考にご紹介いただき,表現の自由という憲法を学ぶときには一番最初に出合う, そして最も重要な基本的人権,これは弁護士として日々の業務をしているとつい忘れてし まいがちなところですが,この根幹の権利をもう一度見つめ直し,勉強し直す良い機会と なるということです。

また最近の日本の環境の中でも、表現の自由を取り扱うにあたり、新しい展開につながっていくのではないかと思います。大変、参考になるお話をこれから、皆さん、楽しみにお聞きいただきたいと思います。ありがとうございます。

(司会) 遅れましたけれども、司会は日隅と申します。第二東京弁護士会の人権擁護委員会の委員長を務めております。それでは座って進行させていただきます。

まず最初にお配りした資料,この中の1枚めくっていただくと資料1が出てきます。これが、今、映っておりますパワーポイントになりますが、ぎりぎりまで推敲を重ねていただいておりますので、内容がさらに進化しておりますので、この映っているものと実際にお手元にあるものが少し違うかもしれませんけれども、その点についてはご注意ください。そのほかの資料につきましては、フォルホーフさんの方から随時、ご指摘があるかもしれません。

今日は熊野さんに通訳をしていただいての進行になりますので、実際の時間の半分ぐらいになってしまうと思うんですけれども、途中でできれば質問を回収して、皆さんのご質問にもお答えをしていただきたいと思っております。そういうこともありますので、もう早速、フォルホーフさんの説明に入っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(フォルホーフ) 皆さん,こんにちは。まず初めにこのようなお招きを受けました日本 弁護士連合会,および東京の3 弁護士会に対してお礼をお申し上げます。ここでこのよう な機会を設けていただき,ヨーロッパ人権裁判所あるいはヨーロッパの人権の基準につい てご紹介する機会をいただけ、大変光栄に思っております。また最初のご紹介をありがと うございました。

日本弁護士連合会からはマスメディアに本来の機能、つまり市民に情報を知らせるという機能ですが、これを発揮させるためのいくつかの方法について、お話をするというお招きを受けました。ヨーロッパでどのような動向があるのか、ヨーロッパの動向についてと、人権に関するヨーロッパ裁判所の判例についてご紹介する機会をいただきました。

このような集まりで弁護士が集まって、人権の動向について話をするというのは、非常に興味深い、また意義のあることだと思っております。弁護士や人権擁護活動家、人権擁護をする者というのは非常に重要な役割を担っていると考えています。民主主義を発展させ、人権の尊重を擁護すること、そしてよい生活ができるようにすることという意味で、非常に重要な役割を果たしていますし、またよりよい、そしてより安全な世界にするという責務も担っていると思っています。

今日のお話はどのようにしたら、より高い水準で表現の自由やメディアの自由を保障することができるのかということです。今日は皆さん、ご存じかもしれませんが、ベルギー人のジャーナリスト、タンタン(注:漫画のキャラクター)と短い時間ではありますけれども、どのようにすればより高い水準に到達することができるのかについて、お話ししていきたいと思っています。タンタンにはこの犬がいつも一緒にいるんですが、この犬というのはメディアが果たすべき監視機関、あるいは番犬の役割を象徴しているのかもしれないと思っています。

私,ベルギー出身で,私のパートナーで今回,一緒に来日していますインゲール・ハート・ラスムッセンはデンマーク出身なんですが,私たちの出身国というのは伝統的に非常に報道の自由が保障されている国として知られています。スカンジナビア諸国,デンマー

クですとかスウェーデン, ノルウェー, アイスランド, フィンランド, そういった国ですとか, いわゆるベネルクスの諸国, ベルギー, オランダ, ルクセンブルクなどは, 国際組織である国境なきリポーター, 記者団という国際組織による報道の自由のランキングで, 常に高い地位を占めています。

だからといって、この分野でまったくこういった国々が問題を抱えていないということではないのですが、一般的にいってこれらの国々では高い水準で報道機関の自由が保障されています。そのような伝統があります。この報道の自由に関するランキングというのは、3つの重要な要素に基づいて出されています。

まず 1 つ目がその国における法的な枠組みがどうかという要素です。どのような法律があるのか、またどのような法理が適用されているのかということが検討の対象になります。2 つ目が政治的な独立性です。そして 3 つ目が経済的な環境で経済的な自由がどの程度あるのか、メディア企業を起業するのがどの程度、簡単にできるかといったこと、またメディアのオーナーがどの程度、多元的であるかということが検討されています。

では次にスライドを見ずに、日本のランキングはどこに位置付けられているのか、少し考えてみてください。ご自身の知っている限りの法的枠組みについてですとか、経済的な基準、あるいは政治的な状況を考えてみて、日本がどのランクに位置付けられているかを考え、隣の人と話をしてみてください。また、もし日本が比較的、高い地位にあるとすればその論拠は何か、日本の報道機関の自由度が低いというお考えであれば、その論拠は何かということを隣の人と話してみてください。

このランキングは 172 カ国が対象となっています。上位 10 カ国はスカンジナビア諸国と ヨーロッパの諸国で占められていますので、日本は上位 10 位に入っていないということと、 全部で 172 の国があるということを考慮に入れて日本が何番目なのか、ちょっと考えて隣 の方と話してみてください。では隣の人と数分間、お話しして、日本の順位が何番かと、 またそれに対してなぜそう思うのか、その理由について書き出してみてください。

<会場でディスカッション中のため中断>

(フォルホーフ) では、しばらくお話ししていただいたところで、どなたかに発表していただきたいんですが、日本のランクが高いと思うか、低いと思うか、またそれはなぜなのか、どなたか私はこう思うという方がいらしたら。

(AA) 日本語でいいですよね。極めて低いと思います。150 位ぐらいじゃないかなと。 独裁国はちょっと別として、政府に批判的な報道を特に軍事問題と愛国心とか教育問題で は、政府寄りの報道しかできない面があるんじゃないか。ちなみに海賊対処法案に批判の 意見はほとんど出ていないです。 (フォルホーフ) 150位ですか。逃げないでください(笑)。

(BB) 僕はジャーナリストなんですがフリーランスです。日本は法律制度としては言論の自由を非常に高く保障していますが、実際の仕組みとしては例えば政府への取材のアクセスから、フリーランスのジャーナリストは除外されている、記者クラブ制度というものがあって、そこから実質上、除外されているという意味で、法律とは別に実体制度を見ると非常に言論の自由度は私は低いと言わざるを得ない。

だからおそらくアメリカ、ヨーロッパ、いわゆる民主主義諸国と呼ばれる国は、たぶん25~30 カ国ぐらい世界にあるんじゃないかと思いますけど、僕はその中のどんけつ、びり。だからたぶん25 位から30 位の間じゃないかと僕は思います。

(フォルホーフ) 25 位と 150 位とずいぶん幅がありますが、では実際、どうなのか見てみましょう。ジャーナリストの方の考えは非常に当たっていまして、日本は 29 位にランキングされています。ここにあるデータが最も最近のものなんですが、この調査によると少なくともその前年の 36 位から比べると上昇しています。

またこれは驚かれるかもしれませんが、ヨーロッパの国々よりもよいランキングになっています。例えばヨーロッパで伝統的に民主主義と考えられている国、例えばギリシャやフランス、スペイン、イタリアよりも、日本のランキングがよいのです。こういったところは日本よりも、より多くの問題を抱えていると見なされているということです。

日本はアメリカに比べても上ですし、そのほか非常に深刻な問題を抱えている国と比べても順位は上です。例えばトルコですとか韓国、同じアジアの地域ではフィリピンもかなり下の方ですし、またさらに下を見ますと中国ですとか、172位に北朝鮮がランキングされています。これで日本がどのような位置付けにあるかということが、お分かりいただけたと思います。

もちろんこれでよしとしてはいけない,満足できるような状況ではないですし,改善できるところもあると思いますが,少なくともこのメディアのフィールドでは日本は最下位ではありません。

もちろん皆さんにただ満足してもらうためにお話をするわけではないですし、このランキングそのものが、もしかしたら必ずしも完全に正確だということではないのかもしれません。皆さん、おそらく改善の余地はあるとお考えでしょうし、私の方から広めていきたいと思っている考えをご紹介して、日本が数年以内に上位10位に入るにはどうしたらいいのかということを、考えていただければと思っています。

ただ単に上位 10 位に入るという競争という観点からのみ、上位 10 位に入ろうと申し上げているわけではありません。表現の自由やメディアの自由、社会の透明性ということは、その社会において真に民主主義を確立していく上で、一番担保となることであることが分かっていますし、また持続可能な開発の手段でもあり、その国民の生活向上にもなるとい

うことが分かっています。

今,申し上げたようなことを達成するというのが目的であり,課題であるので,それを 達成するためにはどうしたらいいかという国際的なスタンダードを,いくつかご紹介しま す。

これからご紹介する具体例というのは、ヨーロッパ人権条約をその枠組みとしています。 そしてこの枠組みの中でヨーロッパ人権裁判所、ストラスブールにあるんですが、これが 非常に重要な役割を果たしています。またこのヨーロッパ人権裁判所はヨーロッパにおけ る人権の監視役、最終的な監視役ともなっています。

なぜこのヨーロッパ人権裁判所が、ヨーロッパにおける人権の尊重という場で非常に重要視されるようになったのかといいますと、ヨーロッパ人権裁判所には個人が申し立てをすることができるからです。つまりヨーロッパ人権裁判所の締約国に住んでいる市民であれば、究極的にヨーロッパ人権裁判所に対して申し立てをすることができます。

またこのヨーロッパ人権条約というのはメディアの自由、表現の自由に対して大きな影響を与えていますが、それはヨーロッパ人権裁判所が示した 500 以上の裁判例で示されています。これらの裁判例では表現の自由や民主主義、ジャーナリストの権利などが問題となりました。

ヨーロッパ人権条約の性質ですが、これは第 2 次世界大戦以後、構築されてきました。 ヨーロッパで、もともとは民主主義国家であったドイツが、独裁主義に走ってしまったというようなことに 2 度と直面しないで済むように、このよう条約が整備されました。

ョーロッパ人権条約は 1950 年に発効し、その 10 年後、1960 年にヨーロッパ人権裁判所が設立されました。そして約 10 年前の 1998 年に組織が改編され、常設の裁判所となりました。その前は年に数回、定期的に集まる、あるいは年に定期的に開かれるというような組織だったのですが、この裁判所が非常に人気が高く常設にしようということになり、より多くの事件を扱えるようにということで常設の裁判所になりました。

現在、ヨーロッパ人権条約の締約国は 47 カ国に上っており、これらの締約国に住む住民 は 8 億 2,000 万人に上っています。ご参考までにですが、この締約国の西の端はグリーン ランドやデンマークがあり、東の端にはロシア、あるいは元ロシアだったアゼルバイジャンが含まれていますので、ヨーロッパのかなり幅広い地域で、このヨーロッパ人権裁判所 が適用されていることになります。

当然,このヨーロッパ人権裁判所が確立した水準まで、すべての国々において人権を保障するというのは非常に大きな課題です。もう 1 つ、強調すべき点は、このヨーロッパ人権条約というのは締約国にとっては法的拘束力があるということです。ですからストラスブールにある人権裁判所で有罪判決が出るまで待つということではなく、このヨーロッパ人権条約は国内のいろいろな手続きで、あるいはその他の環境下で適用していく義務があります。

また、この人権条約は各国の法的文化の多様性を認めていますので、国によって、より

多くの人権を保障することが認められています。ただ、人権条約で規定されている基準以下の保障に留めるということは認められていません。最低限、保障しなければいけない基準というのが、このヨーロッパ人権条約なのです。

もう 1 つ付け加えたいのは、このヨーロッパ人権条約で保障されている表現の自由というのは、突然、空から降ってきたようなものではないということです。ヨーロッパにはメディアの自由を尊重したり、情報へのアクセスを認めたりする長い伝統がありました。スウェーデンでは 18 世紀から、フランスでは 1789 年のフランス革命以降、それぞれの国の憲法で保障されていました。

このヨーロッパ人権条約の中で表現の自由にかかわる最も大事な条文というのは、ヨーロッパ人権条約の第 10 条です。このヨーロッパ人権条約第 10 条の主要な性質は、公権力によるいかなる介入、干渉も認めないというものですけれども当然、社会的な要請から、特定の状況下では制限を課してもよいとなっています。

特定の場合には表現の自由に対する制約を課してもよいとなっており、その条件が厳しく規定されているんですが、その条件が何かというと、制約をする場合はそれが必ず法定のものである必要があります。また、条約に明文化されている正当な目的がなければなりません。そして3つ目、一番重要な点ですが、そのような制約、表現の自由に対して干渉することが、民主的な社会において必要でなければならないという制限があります。

ここに出ている数字が表しているのは、ヨーロッパ人権裁判所で第 10 条に関する件を扱った事案の数です。当初は、出足は遅かったのですが、近年、非常にそれが増えているということで、10 条の解釈をめぐっての裁判例がこれだけ増えているということ。そして、裁判例、事件そのものが増えているだけではなく、実際にその結果、第 10 条の侵害だと結論づけられた数も増えています。

数字がどんどん上がっているというのは状況が悪化しているだとか、あるいは表現の自由に対する侵害の数が増えているということを意味するものでは、必ずしもありません。より多くのケース、より多くの事案が弁護士によって、ストラスブールにあるヨーロッパ人権裁判所に持ち込まれていることを意味しています。それはまさしくストラスブールにある人権裁判所が、メディアの表現の自由を非常に高い水準で保障しているということが示されてきたからです。

このような国際的な裁判所について非常に興味深い点は、実際に条約の形になった 1950 年から今までこの条約そのもの、あるいはその条文そのものが本当に生きた条文となって、その時どきで適用されてきたということが示されている点です。この第 10 条は 40 年,50 年前の、実際にその条約ができたころには存在しなかったような問題に対しても適用されています。例えばインターネットについて表現の自由の原理原則を適用するということについて、裁判所は躊躇しませんでした。

また,第10条の条文そのものには,ジャーナリストについて,あるいは取材源について 何も規定していませんが,ヨーロッパ人権裁判所はジャーナリストにはその情報源を開示

する必要がない、情報源を秘匿する権利があると明確に示しました。

あと、最近の動向の中で2つの例を申し上げると、1つには内部告発者も表現の自由の保障を信頼する、あるいは表現の自由を享受することができるということを言っていますし、また他方で公権力が持っている情報へのアクセスは、すべての市民に対して基本的な権利として保障されているということも判示されています。

また、さらに最近の動向を申し上げると、この条約の中では政府や公的機関による検閲を禁止しているのみならず、これは私人間の水平的な関係、私人間の関係にも適用されるということを言っており、個人の間、あるいは私企業との関係でも適用されるということが示されています。

また、裁判所はヨーロッパ人権条約 10 条の保障の下に、デモをしたりビラ配布をする権利があるということを認識しました。また、ヨーロッパ人権裁判所はほかの種類の人権との調整ということを示しています。表現の自由というものが一方でありますが、その他方でプライバシーや公正な裁判、無罪推定という権利があって、その 2 者、表現の自由とその他の権利をどのように調整するかということについても、緻密に判例法を発展させてきました。

また、いくつかの裁判例でメディアの独立性を保ち、メディアの多様性を保障すべきだということを強調しました。また、公権力に対しては検閲などをしないようにする、あるいは干渉しないようにするという消極的な義務があるということのみならず、積極的な義務があるということも認定しました。つまりメディアの多元性、表現の自由が保障されるような環境を、積極的につくり出す義務があるということを認定しました。

具体的な裁判例をご紹介する前に、ヨーロッパ人権裁判所が示してきた伝統的な考え方について、まず、ご紹介します。どのような原理原則を用いているのか、どのような価値観を持って具体的な事件に適用し、表現の自由の侵害があったか、なかったかを判断しているのかについてお話しします。

このスライドに書かれている 2 つの文が,裁判所が適用している非常に本質的な価値観なのですが,表現の自由というのは民主的な社会の不可欠な基盤の1つであるということ,そして個人の自己実現や発展に不可欠であるということが書かれています。また裁判所は何度も強調していますが,多元主義や寛容というものがなければ,民主主義,民主的な社会は成り立ち得ないということを言っています。ですから多元主義,寛容さ,そして偏見のなさというのが,民主的な社会には必要不可欠なものです。

また裁判所がその判例法で示している基本原則には、このようなものもあります。一般 市民が特定の情報に対して有する利益が、法律上、課される義務、例えば守秘義務とかに 優先するほど大きい場合もあり得る。また、ほかの裁判例では表現の自由というのは意見 を表明する権利のみならず、情報を収集する、情報を求める権利も含まれるということが 認定されています。

余談ですが、この権利は国際人権規約、自由権規約の第19条にも明示されています。明

文の規定があって、表現の自由には情報を求める自由も含まれています。それからそのほかにも基本的な考え方をご紹介しますと、複数の裁判例で支持された考え方ですが、ジャーナリストにより一般市民がしかるべき情報を知らされる権利を持っているということも強調されています。また、この一連の裁判例の中では、メディアが果たす監視役としての役割についても触れられています。また公共の利益に関するものや、政治的な議論に関するもの、民主的な社会に必要なものについても言及されています。

あともう 1 つ、裁判所の考え方で興味深いのは、萎縮効果に対する考え方です。裁判所はジャーナリストが有罪判決を受けたり、NGOが起訴されたり、アーティストがある本を書いたこと、あるいはある絵を描いたことで収監されたり罰金を科されたりすると、ほかのジャーナリストやNGO、アーティストに対して萎縮効果を及ぼしてしまうということを、考慮しています。ですから表現の自由というのは個人の権利のみならず、社会にとって重要な権利であるということが明確に示されています。

また 2 つの具体的な例で、時に表現の自由というのは非常に感情を害するような考えを示したりすることもあるということ、またそれを社会として受け入れなければならないということを明確に示しています。つまり感情を害するようなことを言ったり、あるいは衝撃を与えたり、動揺させる権利があるということを認めています。

また 10 ほどの裁判例では、ジャーナリストやアーティストにはメッセージを伝える上で 挑発的になったり、あるいは誇張したりする権利があるということを認めています。もし、 それが市民に対して、公に対して情報を提供したり、あるいは警告をしたりするためであ れば、その社会で何が起こっているかを伝えるため、あるいは自分のメッセージを表現す るためであれば、そういった権利も認められると認定しています。

もう一度,確認させていただきますが,今,お話ししてきたような考え方は学者や活動家から出てきた考え方ではありません。ヨーロッパ人権裁判所の締約国の47人の裁判官が発展させてきた,ヨーロッパ人権裁判所の法理です。基本原則は公権力,あるいは司法からの干渉を受けないということです。

また裁判所は 2 つの場合であれば刑罰を科したり、あるいは表現の自由に対して制限を加えたりしてもよいとしています。そのうちの 1 つが何かある物なり、人なりを告発したり、あるいは何かの嫌疑を掛けたときに、その裏付けとなる事実がまったくないこと、裏付けなしに誰かを非難したりすること、これが 1 つ。もう 1 つの場合が暴力の扇動、あるいは憎悪を扇動させるような場合です。

このような 2 つの場合であれば、表現の自由に対する制限が掛かったとしても、このような要素を裁判所は考慮に入れるということをはっきり言っています。裁判所によればそのような場合であれば、民主的な社会において差し迫った必要性があると見なされるからです。また裁判所は干渉が非常に恣意的であった場合は、非常に厳格にそれを判断します。

また不均衡な行為がなされる,つまり刑事罰が科されたりするということについても, 裁判所は非常に厳しく見ています。特に名誉毀損などを理由に収監したりする,刑務所に 入れるというようなことはしてはいけないと厳しく見ています。ただ認められる制約というのはあります。そのうちの 1 つが非常に有名な裁判例,非常に有名な裁判所の判断なんですが,モナコの王女であるキャロライン王女に関するもので,このキャロライン王女はパパラッチに写真を撮られたことについて,人権裁判所に申し立てをしていたんですが,そのモナコのキャロライン王女が勝訴しました。裁判所はパパラッチが彼女の写真を撮って,それをタブロイド紙に提供したその行為は,キャロライン王女のプライバシーに対する侵害であると認めました。

ここで興味深いのは裁判所が明らかに言ったことなんですけれども、このキャロライン、 モナコ王女はまったく公的な職務に就いていなかったということです。この点が強調され たということは、逆にもし政治家だったり、あるいは政府の要職に就いている人物であっ たとしたら、その写真を撮るということについて、また別の結論になっていたかもしれな いということです。

あともう 1 つの市民的な責任の方が重要視された例は、フランスの『パリマッチ』という雑誌が掲載した写真ですが、これは暗殺されたコルシカの政治的な役職に就いている人の死体ですが、このような死体が掲載されたということについて、この暗殺された政治家の家族が、これは故人の尊厳に対する冒涜だということを申し立てたんですけれども、裁判所はその主張を認めました。

それではヨーロッパ人権裁判所がどのような裁判例について判断をしているのか、いか に幅広い角度からこの条約の規定を適用しているかということをご紹介します。

まず最初の例はアイスランドの事例で、ある新聞に、レイキャビクの警察官は暴行を繰り返している制服を着た野獣であるという見出しの記事が載りました。実際に証拠はなかったのですが、そのような暴行が行われているといううわさはありました。

この記事を書いた人は有罪判決を受けたのですが、それに対してヨーロッパ人権裁判所はその判断は間違っていたと覆しました。この記事を書いた記者の意図は、警察官に対して名誉毀損的なことを書くということではなく、そのような暴行が行われているということについて、捜査を始めさせるものだったということを認定したからです。ですからヨーロッパ人権裁判所はそのような干渉は民主的社会では不必要だったと認定し、有罪判決は必要なかった、有罪とされるべきではなかったという判断を示しました。

もう1つの事例はフランスでの事例で、『カナール・アンシェネ』という雑誌社が訴えられたもので、この雑誌社が裁判所に申し立てた事件で、この件ではフランスの財務省で秘密裏に保管されるべき税務申告に関する書類が、メディアに開示されたというものでした。この雑誌の編集長とジャーナリストはフランスで有罪判決を受けました。機密情報の漏洩と、盗まれた、あるいは盗み出された情報を下に記事を書いたということで有罪判決を受けました。

この裁判所はこの事件について、ジャーナリストは基本的には法律を守るべきであるが、この事件の場合、この事件で問題となった税務関係の書類というのは、当時、社会で起きていた議論に関係するものであって、非常に熱い議論が起こっていたものに関するものであったということを認定し、そのような場合、公共の利益が刑法を執行することよりも上回る、公共の利益の方が刑法を執行するという利益を上回るという判断を示しました。

もう 1 つのケースではアザラシ猟が問題になりました。どういうことだったのか。ノルウェーである記事が出版されました。ある船の乗組員が不法にアザラシ猟に関与しているということを書いたのです。この件でもヨーロッパ人権裁判所は、このジャーナリストを有罪にすることは民主的な社会では不必要だったと判断しています。その記事の意図は当局がアザラシ猟に出掛ける船について、捜査を始めるようにするということでした。ですからこれは公共の利益が関与しており、そのような重要な利益がかかわっていたので、ジャーナリストが実際に書いたような記事を書いても、それについて刑事的な責任を負う必要はなかったということです。

もう 1 つのケースはスロバキアでのもので、ある放送局で違法に録音したテープを使って、実際に番組の中でそれを使って流したというもので、この違法に録音されたテープには司法省の大臣と副首相との会話が録音されていました。このテープはラジオ番組の中に組み込まれ使われて、その当時、起こっていた大手の保険会社の民営化について、非常に高い、あるいは非常に上の方の政府の要職のところで、政治的な圧力があったということを示すために使われました。

このテープが明らかに違法に録音されたものであったにもかかわらず、裁判所はこの件にかかわったジャーナリストを、起訴し有罪とすることは不必要だったという判断を示しています。彼らがやったことは国民が知るべき情報を知らせるということだったからです。また、別のケースはブルガリアで起きたものですが、ある学生がビラを配布したり、ポスターを掲示したり、書面を集めたりしていました。これはその人が司法大臣の政策に強く反対していたからです。彼が配ったパンフレットの中には、この司法大臣はその年の1番の愚か者であるというようなことが書かれていました。その彼はビラを配っている最中に警察によって逮捕され、3日間、身柄を拘束されました。そして、侮辱罪などで起訴され、その嫌疑でそれによって有罪判決を受けました。

これに対してヨーロッパ人権裁判所は、これは政治的な考えを表明しただけのものであり、政府の関係者に対する批判をしただけであるということを認定し、そのような行為はヨーロッパ人権条約の10条によって保障されると認定しました。彼の行為は平和的なものであったし、暴力を扇動するようなものでもなかったと。ただ単に政治的な見解を示していただけだということを認定しました。

また、このヨーロッパ人権裁判所は、このことが 10 条違反だったという認定をしただけ にとどまらず、彼を逮捕し、3 日間、その身柄を拘束したということは、ヨーロッパ人権条 約の別の基本的な人権である人身の自由や、迅速な裁判を受ける権利も侵害していたと認 定しました。たった 3 日間であってもその身柄を拘束したということは、ヨーロッパ人権 条約の違反だという認定がされたのです。

あと 2 つ、ご紹介します。そのうちの 1 つがスティールおよびモリス対イギリスという 事件で、これは非常に興味深い事件です。ロンドングリーンピースという団体に所属する 2 人の活動家に関するものなんですが、ちなみにこのロンドングリーンピースというのはグ リーンピース・インターナショナルとはまったく関係がありません。この 2 人の活動家は よく知られた大企業、皆さんもご存じだと思いますがマクドナルドを批判していました。

マクドナルドの労働政策やマクドナルドの商品について批判したところ、それが名誉毀損や文書による誹毀罪に当たるとされました。この事件で非常に興味深いのは、ほかのいくつかの事件でも示されたことですが、ヨーロッパ人権裁判所がNGOにも表現の自由があるということを明示的に認定したということです。つまりNGOが環境や健康など、公共の利益に関する議論に寄与する権利があるということを認めました。

ですから表現の自由についての非常に高い水準の保障が、NGO にも及ぶということをはっきり示したのです。ヨーロッパ人権裁判所の結論は文書による誹毀、あるいは名誉毀損を犯罪化することは、民主的な社会では必要ないということでした。またこの 2 人の活動家については、公正な裁判を受けていなかったという認定もしています。

最近の事例で裁判所が内部告発者の権利を認めた最近の事例があります。この事例はモルドバのグヤ氏に関するもので、この人は地方検察庁のコミュニケーション部門のトップをしていました。そして彼がある手紙をメディアに対して漏洩したのです。この手紙の内容は政府が大臣を通して検察官に対して圧力をかけ、ある汚職をめぐっての司法事務について圧力をかけていたということです。

このグヤ氏は自分の業務,あるいはプロとしての,あるいは専門職として得た情報を開示したということで解任されました。ヨーロッパ人権裁判所は,内部告発者も表現の自由を援用することができるのかという質問に答えなければなりませんでした。

ここで皆さんにもぜひ考えていただきたいと思います。この質問に対してノーと思うのか、表現の自由を援用する、享受することができないと思うのであれば、なぜなのか。あるいはイエスなのか。もし内部告発者が表現の自由を援用することができるのであれば、なぜなのか、またどのような条件であれば内部告発者が表現の自由を援用できるのか、これについて考えてみてください。

では、数分間かけて、どのような議論が成り立つかを考えてみてください。

<会場でディスカッション中のため中断>

(フォルホーフ) では皆さんの中でこの内部告発者がこの人が置かれていたような状況下で、メディアに対してこういう情報をリークするような地位になかった、リークしてはいけないと思う方、いらっしゃいますか。どなたもいらっしゃいませんね。ということは

皆さん、特定の状況下であれば、そのようなことができるとお考えになっているということでしょうか。

では、ヨーロッパ人権裁判所がこの難しい問題にどのような答えを出したのか、大法廷で審理してどのような結論を出したのかについて見てみましょう。ヨーロッパ人権裁判所は初めて、このような状況で勤務していた公務員にも、政府が行っている違法行為や不正について知らせる権利がある、表現の自由という権利があると認めました。ではその際、どのような判断を裁判所が示したのかといいますと、特定の要件が充足されていれば、このような権利は認められると示しました。

その要件は何かというと、ほかにこのような情報を開示する手段あるいはチャンネルがなかったということ、あるいは明らかにこれは公共の利益に関するものであったこと。そして開示された情報の真正さが確実であったこと。4番目としては、この人の行為によってもたらされた損害が不均衡なものでなかったこと。そして申立人がこのような不正が行われているということを知らせるという動機を持っていて、誠実に行動していたことが明らかであること。そして最後に解任されたという非常に厳しい処罰が、他の者に萎縮効果を及ぼしているということでした。

ここまでのところで、ヨーロッパ人権裁判所においていかに高水準の保障がされているかということについてご紹介してきました。そして、またヨーロッパ人権裁判所でこのような確立された判例があるということについてお話ししてきました。ここでこのようなヨーロッパ人権裁判所の動向について、さらにご質問やさらなる説明が必要であれば、それについてお答えしたいと思います。ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

(司会) どうもありがとうございました。いくつか質問をいただいています。まず、ここにいる皆さんがおそらく共通して思っている疑問だと思うんです。1つはここの資料の6、それから資料の5が日本語の判決で、それを英訳したものが資料の6ですけれども、自衛隊に関してのビラまき事件で有罪の確定的な判決が出ていると。

こういうことを防止するためにも、こういう判決が出るようなことを防止するためにも、欧州人権裁判所のようなものが必要だろうということなんですが、まず 1 つはこういうビラまきについて、もし欧州人権裁判所だったらどのような判断が下されるのだろうかということがまず 1 つ。それからもう 1 つは非常に難しい質問ですけれども、こういう裁判所をつくるためにはいったいどうしたらいいのかということ。

本来,我々が考えなければいけないことなんでしょうけれども,アドバイスをいただければと。まずその2点からお願いします。

(フォルホーフ) この事件に関しては最高裁判所の判断が示されたと聞いていますが, ここでの表現の自由という議論について,その結論において非常に重きが置かれなかった, あるいはその結論において,まったく考慮されなかったと言ってもいいくらいだったとい うことが言えると思います。ヨーロッパ人権裁判所であれば、これはまさしく表現の自由 として、欧州人権条約の第10条で保障されているという判断を出したでしょう。

ビラをまくということ、そしてそのビラの内容が社会での議論に貢献するような内容であったこと、これにかんがみるに当たり、これは表現の自由として保障されるべきものであったという結論になると思います。また、ビラをまくという行為について、ビラをまくという行為がもたらした損害も、非常に小さかったと思います。郵便受けに入れられたということが、その住人にとってどれだけの損害になったのか、あまり大きな損害ではなかったことでしょう。

ですからこのような利益の衡量、2つの権利の衡量をすると、ヨーロッパ人権裁判所であれば表現の自由の方が重要だったと、日本の最高裁判所が考えていたよりも、表現の自由がより重要だという判断を示したと思います。

日本は国際人権規約,自由権規約を守るという責務を負っています。また,この自由権規約の19条で保障されている表現の自由を尊重する義務があります。実際に国連の規約人権委員会では最高裁が示したこの判決について,19条で保障されている表現の自由を軽視したものであるという勧告が出されています。今後,日本の裁判所がこの国連の規約人権委員会の意見を考慮に入れ,同じような判決を再び出すことがないことを願います。

(司会) ありがとうございました。続いての質問は SLAPP (Strategic Lawsuit Against Public Participation) に関する質問なんですけれども,アメリカなどでは裁判を利用することで高額の損害賠償請求をしたりすることで,表現の自由や,あるいは市民の活動を恫喝的に,威圧的に止めてしまおうというような訴訟については,SLAPP ということでそれ自体が問題のある行為だということで,そういう訴訟の提起自体を棄却するとか,そういう形で解決するような考え方があるようですけれども,EU でそういう SLAPP について議論があるのでしょうか。何か情報をご存じでしたら教えてくださいというような質問です。

(フォルホーフ) ご質問についてきちんと理解したか確認したいんですが,2つの側面があって,その1つがメディアやNGOに対して高額の損害賠償を要求する訴訟についてということでよろしいでしょうか。この件に関してはヨーロッパ人権裁判所はある裁判例で,これはイギリスでの話だったんですが,高額の損害賠償を要求したことそのものが不均衡であり,表現の自由に対する不必要な干渉であると認定されました。ですから裁判所はこの高額な損害賠償を要求するということが,すでに承認できない表現の自由に対する干渉であるということを示しています。

そのような高額な損害賠償を要求することそのものが、その後の者に対して、あるいは その他の者に対しての萎縮効果になってしまうからということで、そのような判断を示し たんですが、この名誉毀損の事案では求められた損害賠償は 150 万ポンドでした。ヨーロ ッパ人権裁判所はビラの内容そのものは名誉毀損的な表現を含んでいたけれども、これだ けの高額の損害賠償を求めるということは不均衡であるという判断を示しました。

また、ヨーロッパの複数の国では、このように懲罰的な損害賠償を認めないことにしようという議論も起こっています。アメリカなどではこのようなことがありますが、そのように懲罰的な、あるいは罰金のような損害賠償を求めると、メディアの自由に対してマイナスの影響が出るということがいわれているからです。あまりにも高額な金銭的な負担を強いることになるからです。

(司会) ありがとうございました。続いては日本は政府が放送行政とか、そういうものに直接、圧力を加えることができる。つまり総務省などが通達を出したりするというようなことですね。そういうような形で圧力をかけることができるんだけれども、そういうことについてヨーロッパでは何か工夫をしているのかということで、この資料の2の、Independent Regulatory Authorities の資料が付いているんですけれども、そのことについて一言、ご説明いただければということです。

(フォルホーフ) 非常に複雑な問題を含むご質問です。まず、ここで公共の放送に関する制度と、私的な放送に関するシステムに分けて、あるいはその 2 つを区別する必要があります。公共放送に関してはヨーロッパではいくつか新たな動向がありました。以前の放送業者というのは国営であったり、あるいは国が統治をしている、国が支配をしているようなものだったのですが、過去 10 年から 15 年の間に、これらは独立した放送事業者になりました。独立した立場で公共的なサービスを提供しています。

ですから公共放送の公共というのは政府が所有しているから公共なのだということではなく、コミュニティーに対してサービスを提供しているから公共という位置付けなんだという認識に変わっています。この一例がイギリスのBBCで、ヨーロッパのほかの国でも同じような制度を採っているところがあります。

公共放送というのはその財源はコミュニティーからの資金であったり、あるいはライセンス料であったり、連邦政府から提供される税金だったりするのですが、だからといって政府がこのような放送業者に対して支配する権利があるということにはなりません。ただ放送事業者としてはいかにして公共に対して、あるいはコミュニティーに対してサービスを提供しているのか、その仕事をどのように遂行しているのかということを報告する義務があります。

商業放送の場合は独立したメディアの規制当局というのがあります。この当局が周波数の配分ですとか、あるいは実際に各メディア会社が、放送に関するルールを守っているかどうかを監視する役割を担っています。例えば広告に関する規制ですとか、あるいはスポンサーについてですとか、プロダクトプレイスメントについて、あるいは未成年者の保護についてのルールを守っているかどうかを、この独立した機関がモニタリングしています。その結果、特定の放送に関するルールが守られていないということで処分される事業者

もあったりしますが、ここで明確なのは、独立した機関の構成員がどのように任命される かということが非常に明確になっていますし、その任命方法も独立性を守るようなものに なっています。また、その機関の仕組みについても政府からの独立性を保つような形が取 られています。

(司会) ありがとうございます。次の質問は資料の 7 および 8 についてです。これはフォルホーフさんが書かれたグリーンピースのメンバーによる,横領されたとされる鯨肉について,船員が自宅に運ぶ途中でグリーンピースのメンバーがそれを確保したことについて,それが窃盗行為であるということについて,今現在,問題になっている,刑事裁判になっている件について書かれた意見書ということですけれども,このケースについて,もしヨーロッパの基準で言うならばどういうふうに判断がされるでしょうか。その理由を教えてください。

(フォルホーフ) この事件が日本の法律の下でどのような結果になるかというのは、皆さんの方が私よりもご存じなのではないかと思いますが、あるいはうまく予測できるのではないかと思いますが、もしこの事件がヨーロッパ人権裁判所に持ち込まれたとしたら、今までに存在する判例法や基本原則からすると、警察や検察官の干渉は民主的な社会において不必要なものであり、不均衡なものだという判断が下されるのは明白ではないかと思います。

(司会) ありがとうございます。続いて沖縄密約文書についてです。毎日新聞の西山さんという記者が、沖縄返還のときに日本が返還にかかわる沖縄における基地についての、元に直すような費用というものを負担するということを、表ではそういう負担をしないということになっていたんだけれども、裏で日本政府が負担をすることにしたと。

これは現在もそういう密約はなかったというふうに、政府の正式見解はそうなっている んですけれども、その件について当時、この密約を暴いた西山さんという記者は、最終的 に刑事事件で有罪となっているということですが、このことについて、もし詳しくご存じ であれば詳しい見解をいただきたいし、今のようなご説明の内容で、もし分かる範囲で見 解をいただければということです。

(フォルホーフ) この事件については十分によく知らないのですが、もし政府間で市民の生活に非常に大きな影響を与えるような取り決めがなされているということである場合、あるいは日本の市民に対して非常に大きな影響を与え得るようなことが決められているという場合、かつ政府がその存在について否定しているという場合は、その問題についての幅広い議論を阻んでいるということになります。

ですからほかの手段が試みられた後ならば、例えば議会においての質問だとか、その他

の手段がすでに取られていて、それがうまくいかなかったということであれば、最後の救済策としてほかの方法を使ってそのような取り決めの存在、あるいはその取り決めの内容の一部などを公に明らかにするということも、公の議論を推進する上で認められるべきことであったのではないかと思います。

ョーロッパの例を紹介しますと、デンマークでは 2 人のジャーナリストが政府の機密文書を公にしたということがありました。この政府の文書ではイラクに大量破壊兵器があるということを示唆することで、デンマークをこのイラクでの戦争に協力させるように仕向けたというような内容を含んでいるものだったのですが、この文書を漏洩したジャーナリストは起訴されたのですが、デンマークの最高裁判所は政府が情報を操作し国を交戦状態、あるいは国を戦争の状況下に置いたという重大性にかんがみれば、これらのジャーナリストは政府のトップシークレットの文書を公表したということがあったとしても、処罰されるべきではないという判断を示しました。

デンマークの裁判所はこの結論を導く際に、ヨーロッパ人権条約を参照しています。で すからヨーロッパ人権条約が特定の国家に対して影響力を及ぼしているということが、こ こでも見て取れます。

(司会) ありがとうございます。それに関連する質問だと思うんですけれども、つまり 国の軍事的な秘密を守ることによる利益、あるいは外交秘密を守ることによる利益、それ から、今、言われたような報道することの利益の関係について、いったいどう考えたらい いのかを、もう少し突っ込んで説明してくださいというような内容のことが書かれていま す。

(フォルホーフ) 非常にデリケートな問題にかかわってくる分野です。政府の情報収集活動ですとか、外交に関する情報、あるいは軍事秘密に関する問題について、ヨーロッパ人権裁判所は実際にそういった問題について扱ってきました。いくつかの事案において、特定の軍事に関する機密情報は機密にしておくことができると、メディアに対してリークしてはいけないという判断が示されています。

というのは国家の安全保障や実際に軍事活動にかかわっている軍隊にとって、そのような情報がリークされたときの危険性を考えると、あまりにもそれは重大であるからということで、そのような結論が採られています。

けれども政府がこのような議論を乱用してはなりません。今, 申し上げたデンマークのケースでは, その具体的な状況を考慮すると政府がそのような議論を援用しましたけれども, ここで問題となっていた情報は, 実際に戦闘地域にいるデンマークの兵士の生命に危害を及ぼすような可能性のあるものではなかったですし, それに対してこのような情報が公になることの公共の利益を考えると, そちらの方がより大きかったという判断がされました。

つまりこのリークされた文書に書いてあった軍事的な機密というのは、間接的なもので しかなかった、間接的に兵士の生命に対する危害を及ぼすようなものでしかなかったとい う判断がされたので、その利益衡量の中で反対側の対立利益の方に重きを置かれたという ことです。

もう 1 つ別の事案では、あるジャーナリストが外交に関する書簡をリークしたということがありました。ある大使からの書簡がリークされたのですが、これはスイスでの事件で、 当時、非常に熱く議論されていた問題にかかわるものでした。

このジャーナリストが有罪判決を受けたのですが、その理由はその書簡を公表したから ということではありませんでした。その書簡の一部を選択的に選んで、それを再構築した ので、その大使に対して名誉毀損的な情報になったということが理由となって、有罪判決 を受けたのです。その手紙に含まれていた情報をセンセーショナルな形で公表し、その中 身を少し誇張したり、大げさに変えたりして公表したというところが問題視されました。

ですから情報を明らかにしたということそのもので有罪判決を受けたのではなく、その 公表するに当たって誠実に行動してのではないということが理由となって、有罪判決を受 けました。

また別の事案ではほんの数週間前に判断が示された非常に最近の例では、政府のコントロール下にある文書に対するアクセスを有する権利が認められました。この事案ではハンガリーの旧体制下のシークレットサービスに関するもので、非常にセンシティブな情報が地方当局によって明らかにされました。旧体制の共産主義下のシークレットサービスについての文書だったんですけれども、これに対してヨーロッパ人権裁判所は政府やシークレットサービスが過去にどのような活動をしていたのか、どのような行為に関与していたのかについて、国民は知る権利を有すると認定しました。

この事件についてもっと知りたいという方は、この事件についてここのスライドに書いてある、この事件についてなんですけれども、これはケネディーのスペルが最後が「y」ではなく「i」なんですが、ケネディー対ハンガリーという事件で、これは政府関係の公文書に関しての判決で、非常に幅広い影響を及ぼすものと思われます。

(司会) 非常に多岐にわたる質問に答えていただきました。最後の 1 問です。これはマスコミの記者がクビになった場合に、それをいかに保護するのかということです。日本のNHKの番組改編事件等ありましたけれども、上司が政府に反対するような記事を書いた記者を仮にクビにしたような場合に、どういうふうに救うことができるのでしょうか。ヨーロッパではどうなっているのでしょうかというご質問です。これで最後です。

(フォルホーフ) ヨーロッパ人権裁判所でもこのような問題を扱っています。ある事件ではそのある事件の結論としては、ジャーナリストをクビにするということは、ヨーロッパ人権条約の第10条に違反するという判断が示されました。これは私人間効力に関するも

ので、雇用主が従業員の持っている意見にくみしないという場合、その雇用主が従業員を 解雇していいのかどうかということにかかわった問題ですが、これはボルボ対スペインと いう事件だったんですけれども、雇用主がそのような処分をすることは、このジャーナリ ストの表現の自由の干渉に当たるという判断が示されました。

(司会) どうもありがとうございました。長い時間にわたって講演をしていただき、それから質問にも答えていただきました。デレク・フォルホーフさんと、それから通訳をしていただいた熊野さんに、温かい拍手をもう一度していただければと思います。(拍手)

それでは閉会のあいさつを,この催しを共催していただいています,東京弁護士会の人 権擁護委員会の川上委員長からいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(川上) 東京弁護士会の人権委員長の川上です。本日は夜遅く最後まで、このシンポジウムに参加していただきまして、ありがとうございました。このシンポジウムは 52 回の日弁連の人権大会のプレシンポジウムという位置づけで行われました。実は先週も東京三弁護士会と日弁連の共済でプレシンポジウムを行っております。今日も出てきましたが立川のテント村事件、あるいは日の丸、『君が代』の事件などをテーマにして、日本の表現の自由の現状はどうなっているのか、それを克服するためにはどうすればいいのかというテーマでやりました。

今日の資料の中にも配布されておりますけれども、先週のシンポジウムでは、最高裁の 判断というものが表現の自由を非常に軽視するという立場であり、しかもその判断の仕方 が非常に抽象的であるということがクリアに出てきました。

今日のシンポジウムはそれと対称的な、国際的な表現の自由の水準がどのような水準なのかというのを、非常にリアルに生き生きと話をされたのではないかと思います。私は今日のシンポジウムを聞いていて、国際水準にこれから日本を持っていくためにはどうすればいいのかということを考えさせられました。

ョーロッパ人権裁判所が創造的機能を果たして、目の前にある課題に対して正面から向き合ってつくり上げてきている法理というものが、今日のお話の中で示されたと思うんです。この法理を我々日本の中にどうやって生かしていくかということが、我々が学んでいく点ではないかと思っております。

残念ながら日本の裁判所はこういうヨーロッパ人権裁判所のような裁判所に、我々、市 民一人一人がかかわれるという機会がまだつくれていません。そのようなシステムをどう やってつくっていくかということも、また 1 つのテーマなのではないかなと思いました。 さまざまな有益な情報を教えていただきました。

今日の講師であるデレク・フォルホーフ先生に感謝申し上げると同時に,今日のシンポジウムを企画していただいたスタッフの皆さんにも感謝申し上げます。そして,最後に皆さんと今日学んだことをそれぞれの場でどう生かしていくか,我々がそれぞれのところに

持ち帰ってそれぞれの持ち場でこれを生かしていくことを皆さんと確認しあって、本日の シンポジウムの閉会のあいさつとさせていただきます。今日はどうも、ありがとうござい ました。(拍手)

(司会) 本日のプログラムはこれで終了です。どうも、お疲れさまでした。ありがとう ございました。

(録音終了)